

江戸崎地方衛生土木組合第7期分別収集計画

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律)

平成 25 年 6 月

江戸崎地方衛生土木組合

(稲 敷 市 ・ 美 浦 村)

江戸崎地方衛生土木組合第7期分別収集計画

目 次

1.	計画策定の意義	1
2.	基本的方向	1
3.	計画期間	1
4.	対象品目	1
5.	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	1
6.	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7.	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	2
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容 器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	3
9.	各年度において得られる分別収集適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10.	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	4
11.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	5
12.	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	6

江戸崎地方衛生土木組合第7期分別収集計画

平成25年6月11日

1. 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境を創造していくためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。現在、本組合において「ごみ処理基本計画」や「稲敷市・美浦村地域循環型社会形成推進地域計画」に基づき、循環型社会及び低炭素社会の形成を目指したまちづくりを推進し、様々な施策を実施しています。そのような中、平成25年にはストックヤード及び圧縮梱包棟が完成し、資源ごみの分別収集・分別徹底に積極的に取り組んでいます。また、循環型社会の変革に合わせ、中長期計画で整備する第Ⅱ期施設整備計画構想を段階的に進め、新たなごみの分別及び処理に対応した施設整備を図っていく計画であります。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、容器包装廃棄物の3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）を推進していくことを目的に市民、事業者、行政それぞれが一体となって取り組むべき具体的な方策を明らかにするものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・組合を構成する稲敷市・美浦村が協力し、ごみ減量化につとめ、リサイクルを促進する。
- ・収集、運搬及び中間処理は組合で行う。

3. 計画期間

本計画の計画期間は平成26年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

計画期間 平成26年度～平成30年度

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、紙製容器包装（段ボールを除く）、ペットボトル、プラスチック製容器包装（ペットボトルを除く）を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
江戸崎地方衛生土木組合		4,951 t	4,931 t	4,910 t	4,890 t	4,870 t
内訳	稲敷市	3,584 t	3,566 t	3,548 t	3,530 t	3,512 t
	美浦村	1,367 t	1,365 t	1,362 t	1,360 t	1,358 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のための方策は下記のとおりである。今後は、ごみ処理基本計画の見直し内容を基本に、容器包装廃棄物の抑制や分別収集のため、住民協力が得られるようにこの方策を講じる。

① ごみ分別検討協議会

- ・ 住民、事業者、行政の意見等の集約。
- ・ 先進地視察による分別処理の見直し。
- ・ 分別収集体系確立のための収集委託業者との協議。
- ・ 住民説明会及び地区モデル事業の実施。
- ・ その他、第1条の目的を達成するために必要な事業。

② 資源物集団回収事業補助金制度

組合の関係市村（稲敷市、美浦村）の登録した住民団体が実施する集団回収事業。対象品目は、古紙（新聞・雑誌・ダンボール）・空ビン類並び空カン類及び布類。補助金の額は、回収した資源物1キログラム当たり5円。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、組合が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	備考
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	金属類	
主としてガラス製の容器 包装	無色ガラス製容器	ガラス類
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として段ボール製の容器	段ボール	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	段ボール以外の紙製容器包装	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	

8.各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
主としてスチール製の容器	154 t		153 t		153 t		152 t		152 t	
主としてアルミ製の容器	57 t		57 t		57 t		57 t		56 t	
無色のガラス製容器	162 t		161 t		161 t		160 t		159 t	
	(引渡品) 0 t	(独自処理品) 162 t	(引渡品) 0 t	(独自処理品) 161 t	(引渡品) 0 t	(独自処理品) 161 t	(引渡品) 0 t	(独自処理品) 160 t	(引渡品) 0 t	(独自処理品) 159 t
茶色のガラス製容器	209 t		208 t		208 t		207 t		206 t	
	(引渡品) 0 t	(独自処理品) 209 t	(引渡品) 0 t	(独自処理品) 208 t	(引渡品) 0 t	(独自処理品) 208 t	(引渡品) 0 t	(独自処理品) 207 t	(引渡品) 0 t	(独自処理品) 206 t
その他のガラス製容器	63 t		63 t		62 t		62 t		62 t	
	(引渡品) 0 t	(独自処理品) 63 t	(引渡品) 0 t	(独自処理品) 63 t	(引渡品) 0 t	(独自処理品) 62 t	(引渡品) 0 t	(独自処理品) 62 t	(引渡品) 0 t	(独自処理品) 62 t
主として段ボール製の容器	143 t		143 t		143 t		143 t		143 t	
	(引渡品) t	(独自処理品) 143 t	(引渡品) t	(独自処理品) 143 t	(引渡品) t	(独自処理品) 143 t	(引渡品) t	(独自処理品) 143 t	(引渡品) t	(独自処理品) 143 t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	113 t		113 t		113 t		113 t		113 t	
	(引渡品) t	(独自処理品) 113 t	(引渡品) t	(独自処理品) 113 t	(引渡品) t	(独自処理品) 113 t	(引渡品) t	(独自処理品) 113 t	(引渡品) t	(独自処理品) 113 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	74 t		73 t		73 t		73 t		72 t	
	(引渡品) t	(独自処理品) 74 t	(引渡品) t	(独自処理品) 73 t	(引渡品) t	(独自処理品) 73 t	(引渡品) t	(独自処理品) 73 t	(引渡品) t	(独自処理品) 72 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	200 t		200 t		200 t		200 t		200 t	
	(引渡品) 200 t	(独自処理品) 0 t	(引渡品) 200 t	(独自処理品) 0 t	(引渡品) 200 t	(独自処理品) 0 t	(引渡品) 200 t	(独自処理品) 0 t	(引渡品) 200 t	(独自処理品) 0 t

9.各年度において得られる分別収集適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

容器包装リサイクル法第2第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み＝直近年度の分別基準適合物の収集実績×人口変動率

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
63,543人 (対前年度比)	63,283人 (対前年度比)	63,023人 (対前年度比)	62,763人 (対前年度比)	62,513人 (対前年度比)
-0.44%	-0.41%	-0.41%	-0.41%	-0.40%

10.分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行うが、平成28年度よりペットボトルの収集体制の見直しを図る。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
金属	スチール製容器	金属類	委託業者による定期収集	組合	
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	ガラス類	委託業者による定期収集	組合	
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙類	段ボール	段ボール	委託業者による定期収集	組合	
	紙製の容器包装で段ボール以外のもの	段ボール以外の紙製容器包装	委託業者による定期収集	組合	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集	委託業者	
	プラスチック製の容器包装でペットボトル以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	委託業者による定期収集	委託業者	

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・ガラスびんについては、不燃物処理資源化施設において選別、粗大ごみ圧縮施設にて圧縮を行い、屋内、屋外のストックヤードにて保管を行う。紙製容器包装及びプラスチック製容器包装については圧縮梱包機にて圧縮し圧縮梱包棟にて保管する。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様(形状、形式、能力、数量等)	
排 出	集積場所	共通集積場所	
		専用集積場所設置	
収集・運搬	収集車両	共通車両利用	
		専用車両利用	
選別・保管	不燃物処理資源化施設		
	粗大ごみ処理施設(圧縮)		
	屋内ストックヤード		
	屋外ストックヤード		
選別・保管	圧縮梱包棟		
	上屋付きストックヤード		

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	金属類	指定袋	2 t 機械車 4 t 機械車	不燃物処理資源化施設(選別、保管施設) 粗大ごみ処理(圧縮) 施設屋内ストックヤード
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ガラス類	指定袋	2 t 機械車 4 t 機械車	缶類は、選別後、種類別保管 屋外ストックヤード カレットは、選別後、色別保管
茶色のガラス製容器				
その他ガラス製容器				
段ボール	段ボール	十字縛り	2 t 機械車 4 t 機械車	圧縮梱包棟
				上屋付きストックヤード
紙製容器包装	段ボール以外の紙製容器包装	指定袋	2 t 機械車 4 t 機械車	圧縮梱包棟
				上屋付きストックヤード
ペットボトル	ペットボトル	ネット	2 t 機械車 4 t 機械車	圧縮梱包棟
				上屋付きストックヤード
プラスチック製容器包装	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	指定袋	2 t 機械車 4 t 機械車	圧縮梱包棟
				上屋付きストックヤード

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

ごみ分別検討協議会を継続して設置し、市民や事業者の意見・要望を反映させ、分別収集を円滑かつ効率的に進めていくための推進体制を整備する。

また、毎年度分別収集計画記載事項の実績を確認及び記録し、3年後の計画改定時には、その資料を基に事後評価を行い、適切な分別収集計画の策定やその精度向上を図る。

なお、自治会等の市民団体による集団回収は継続して推進し、補助金交付などの支援を行う。